

☆個人番号（マイナンバー）について

障害福祉制度において、個人番号(マイナンバー)の記載が必要な申請書等を市役所に提出する場合、窓口では、「個人番号の確認」と「本人確認(身元確認)」を行いますので、ご協力願います。

個人番号カードがあれば、一枚で「個人番号の確認」と「本人確認(身元確認)」ができます。



個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については通知カード送付時に同封されているパンフレットをご確認ください。また、視覚障害者の方で、マイナンバーの点字化を希望の場合は、大分市 市民課にご相談ください。



代理人が申請する場合、①本人の個人番号の確認 ②代理人の本人確認(身元確認)を行います。

個人番号カード を取得していない場合

個人番号の確認



個人番号付きの住民票
または
通知カード

※通知カードは、現在の氏名や住所等と合致していない場合は、個人番号の確認書類として利用できません。

本人確認(身元確認)



運転免許証
または
パスポート
または
身体障害者手帳等

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
例) 住民票と年金手帳等

【お問合せ一覧】

■マイナンバー制度全般に関すること

国のマイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
0120-95-0178 (平日9:30~17:30)

※一部、IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

□マイナンバー制度に関すること

050-3816-9405 (有料)

□通知カード・個人番号カードに関すること

050-3818-1250 (有料)

■通知カード・個人番号カードの交付等手続きに関すること

大分市役所 市民部 市民課

電話 097-537-5734(直通)

(平日8:30~17:15、土日・祝日・年末年始除く)